

# 令和5年度山梨県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修 実施要項

## ～経過措置について～

改正前のサービス管理責任者等の研修（平成30年度まで）を修了している者は、令和5年度までに更新研修を受講することで、令和6年度からもサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事することができます（令和5年度までに更新研修を受講しなければ資格が失効します）。

### 1 研修目的

最新の障害福祉施策の動向を理解し、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。また、事例を通じて支援のあり方や支援方針、支援内容等について自己検証し、課題解決へ向けたグループワークを実施することでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）としての資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体 山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

### 3 受講対象者

次の（１）、（２）の要件を満たしている方

（１）現在山梨県内の事業所において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、実務されている方

【注意１】（１）で過去５年間に通算２年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある方

【注意２】（１）で「山梨県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修」を受講した方で過去５年間に通算２年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として実務経験がある方

（２）平成30年度までに「サービス管理責任者研修（各分野ごとの研修）」を修了した方。

### 4 開催日時と開催場所（各回１日、年５回開催）

A日程：令和5年6月16日（金）	山梨県立青少年センター	多目的ホール
B日程：令和5年7月7日（金）	山梨県立青少年センター	多目的ホール
C日程：令和5年7月11日（火）	山梨県立青少年センター	多目的ホール
D日程：令和5年9月26日（火）	山梨県立青少年センター	多目的ホール
E日程：令和5年9月28日（木）	山梨県立青少年センター	多目的ホール

### 5 受講日選択について

A日程～C日程

3 受講対象者の（１）（２）で現在、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を実務されている方の受講をおすすめします

D日程～E日程

3 受講対象者の（２）で現在、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を実務に携わっていない方の受講をおすすめします。

## 6 定員 150 名（各回 30 名）

※多くの方の受講申込が予想されるため、受講者は 1 事業所ごと年間 1 名とします。ただし、やむを得ない理由がある場合はその限りではありません。

## 7 カリキュラム（厚生労働省の告示に基づき実施）

講義：障害福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョンの導入

演習：サービス提供の自己検証（グループワーク）

- ・事業所としての自己検証
- ・サービス管理責任者等としての自己検証
- ・関係機関との連携

## 8 修了証書

すべての研修課程を修了した方には山梨県知事名の修了証書を交付します。

※原則、遅刻、早退、長時間の退席等があると修了証書の交付はできません。また、居眠りや不必要な携帯電話の使用等著しく受講態度が良くない場合、あるいは事前課題やグループワークの取り組み状況によっては、修了証書が交付できない場合があります。

## 9 事前課題

受講が決定した方には以下の事前課題に取り組んでいただき提出していただきます。

①【動画視聴】障害福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を事前に視聴していただき、動画内で、提示される「キーワード」を記入し提出してください。

※【動画視聴】障害福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を事前に視聴して頂くための URL を受講決定後に送らせて頂きますので必ずメールアドレスをご記入ください。

②「令和 5 年度山梨県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修事前課題」への記載をお願いいたします。（必ず令和 5 年度用のフォーマットを使用してください）

## 10 受講費用 3,000 円（税込）

受講決定通知時に払込取扱票を同封いたしますので、法人または個人で振込を行ってください。ご自身の都合や検温により発熱が確認されて受講できなくなった場合、返金には応じられませんのであらかじめご了承ください。

## 11 受講申込

「受講申込書（別紙）」に必要事項を記載の上「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修」の修了証書の写しを添えて郵送して下さい。できるだけ追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。なお、申込の内容等について問い合わせが必要な場合がありますので余裕をもったお申込みにご協力下さい。

※法人単位ではなく、事業所単位で申し込みをするようにしてください。

◇受講申込書提出期限：令和5年5月23日（火）必着

◇提出・問合せ先：〒400-0005

甲府市北新1-2-12福祉プラザ1階

山梨県障害者福祉協会 研修担当 守屋

電話 055-252-0100

FAX 055-251-3344

## 11 その他注意事項

- (1) ※受付は9時10分からとなります。研修は9時30分～17時30分を予定しております。
- (2) 当日研修受講者用の駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用、乗り合わせにご協力ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策のため、当日は係の検温を受けてから入室してください。  
なお、研修当日発熱のある方は入室をお断りし、以降の研修を受講することはできません。
- (4) 受講者の氏名および事業所名（住所）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。
- (5) 新型コロナウイルスの感染状況により、日程等変更になる場合がございます。また、自然災害（台風等）等による急な日程の変更は、山梨県障害者福祉協会のホームページ（<http://www.sanshoukyou.net>）にその旨を掲載致しますのでご確認ください。